

年末調整や確定申告の際におけるよくある質問について

年末調整や確定申告の際に、よくあるお問い合わせを掲載いたしますので、手続き時のご参考にしてください。

Q1.納税義務者（世帯主）あてに「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」が届きましたが、納付しているのは自分（世帯員）なので、自分の社会保険料として申告することはできますか？

【答】

申告することができます。ただし、同一世帯ではない等の事情により申告できない場合がございますので、詳しくは税務署等の申告先にお問い合わせください。

また、年金からの特別徴収である場合は、本人以外の申請はできませんのでご注意ください。

Q2. 「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」はいつ届きますか？年末調整時に届きますか？

【答】

確定申告前の1月下旬頃にお届けします。

年末調整時に添付は必須でないことから、お届けしておりません。領収書等がお手元にある場合は、合算して算出された金額を申告書類にご記載願います。口座振替の方は通帳等でご確認ください。なお、領収書等を紛失してしまい金額が計算できない場合や、勤務先等から提出を求められた場合は、お問い合わせください。

Q3-1.年末調整の際は、「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」を添付しなければいけませんか？

【答】

添付する必要はありません。領収書等がお手元にある場合は、合算して算出された金額を申告書類に記載するだけで申告できます。口座振替の方は通帳等でご確認ください。なお、領収書等を紛失してしまい金額が計算できない場合や、勤務先等から提出を求められた場合は、お問い合わせください。

Q3-2. 確定申告の際は、「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」を添付しなければいけませんか？

【答】

添付する必要はありませんが、提示を求められる場合があります。

Q4.加入者ごとに申告をしたいので、別々に「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」を発行してもらおう事はできますか？

【答】

国民健康保険税は納税義務者が世帯主であり、世帯単位で計算を行っておりますので、原則として別々に納付額証明を行うことはできません。

加入者それぞれが申告する場合は、納付額を上限として、それぞれが実際に負担した金額を申告してください。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

Q5.年末調整で12月31日までに支払う予定の国民健康保険税を含めて申告できますか？

【答】

年末調整をする年の1月1日から12月31日までの納付額及び納付予定額を申告することができます。納付予定額は納税通知書をご確認ください。ただし、申告後に結果として納付できなかった場合は、確定申告で修正する必要がありますのでご注意ください。

Q6. 確定申告の際に「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」の再発行はできますか？

【答】

世帯主または同一世帯の方に限り再発行できます。窓口にお越しの際は、運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

Q7.会社の年末調整の担当ですが、従業員の提出書類に社会保険料の記載がないので、教えてもらうことはできますか？

【答】

個人情報保護の観点から、世帯主または同一世帯の方以外への回答はいたしかねます。また、納付額証明等の送付につきましては、納税義務者以外への送付対応はできません。

Q8.特別徴収（年金からの天引き）分が「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」に含まれていませんがなぜですか？

【答】

「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」は普通徴収（納付書払いや口座振替等）分のみ計上しております。特別徴収（年金からの天引き）分については、日本年金機構等より送付される「公的年金等の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄に国民健康保険税額の記載がありますので、その金額を含め確定申告時の社会保険料控除を受けてください。

「公的年金等の源泉徴収票」の再発行については、日本年金機構（ねんきんダイヤル 0570-05-1165）へお問い合わせください。

なお、確定申告に使用する1月から12月までの国民健康保険税のお支払いが、特別徴収（年金からの天引き）のみでご納付いただいている場合は、「国民健康保険税年間納付額のお知らせ」は発行できませんのでご了承ください。